

報告第7号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年9月3日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成30年11月8日午前9時30分ごろ、渋川市川島1579番地先市道1-7080号線において、総務部税務課職員運転の公用車（群馬580み5862）が現地調査のため徐行していたところ、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX氏が運転する軽自動車（XXXXXXXXXX所有者XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX氏）が後退してきたため衝突し、双方の車両が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月5日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 XXXXXXXXXX XXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費93,737円のうち18,747円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費42,397円のうち33,918円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

18,747円